**関係市町村及び他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所又は施設名 |  |
| 申請するサービス種類 |  |

１　措置概要

|  |
| --- |
| １　 関係市町村との連携内容　（１）サービス提供前の受給資格の確認について利用申込者の提示する介護保険被保険者証によって，被保険者資格，要介護認定等の有効期間を確認し，要支援・要介護認定を受けていない利用申込者については，速やかに当該申請が行えるよう必要な援助を行う。　（２）サービス計画の作成について居宅サービス計画等の作成，変更にあたっては，利用者の日常生活全般を支援する観点から，関係市町村とは常に連携を取り，計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるように努める。　（３）利用者に関する通知居宅介護支援等を受けている利用者が，偽りその他の不正行為によって保険給付を受けたり，正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により，要支援・要介護状態の程度を増進させたと認められる場合は市町村に通知する。　（４）事故発生時の対応　　　居宅介護支援等の提供により自己が発生した場合には，速やかに市，利用者の家族及び関係者に連絡し，必要な措置を講ずる。また，賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。２　他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携内容について　（１）サービス提供困難時の対応について　　　利用申込者に対し自ら適切な支援を提供することが困難であると認めた場合，地域包括支援センターとの連携または他の指定居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行う。　（２）サービス事業者との連携について　　　サービス計画作成後における利用者の状況の変化に迅速に対応した居宅サービス計画等の変更ができるように定期的な担当者会議を中心に各事業者との連携を密に行う。利用者の主治医から指示がある場合は，主治医の意見を取り入れたサービス提供を行う。　（３）介護保険施設との連携について　　　居宅での生活が困難になった場合の施設調整，施設入所している利用者が退所または退院する場合の居宅生活へのサービス調整を行う。　（４）事故発生時の対応　　　利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 |

２　その他参考事項

|  |
| --- |
|  |